

令和6年8月9日

公明党  
大阪府本部 様

大阪府警備業連盟  
理事長 松田敦嗣

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当連盟に対し、格別なるご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、警備業は防犯の観点から社会に安全・安心を提供する生活安全産業として発展し、今では災害対策の面でも大きな貢献をするまでになっております。昨年末現在での警備業者は10,674社、警備員約58万4,868人、大阪府下では警備業者1,169社、警備員約5万人を擁する産業にまで成長し、我が国の安全・安心な社会の確立に向けて、施設警備、交通誘導警備、雑踏警備、貴重品運搬警備、身辺警備等の多用な安全サービスを提供させていただいております。

一方、警備業全体を取巻く情勢を見ますと、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少と相俟って警備員数は令和3年をピークにやや減少傾向にあり、警備員不足は年々加速しております。さらに警備員の年齢構造を見ますと令和5年末で65歳以上が46.5%で、この内70歳以上が20.1%と益々高齢化が進み将来を担う30歳未満は僅か59,725人の10.2%となっております。また期待の女性警備員も7%にとどまるなど近い将来全てのお客様の警備ニーズに、また大型イベントやインバウンド等の社会的ニーズに応えることが出来なくなることが懸念されております。このような状況を打開し、警備業の健全な発展と社会の要請に応えていくためには、警備業が「経営基盤の強化と業務の近代化」を図り適正な警備料金を確保して、警備員の処遇改善を積極的に推進して若い人材を確保し、警備業を更に魅力ある産業にしていくことが当面の喫緊の課題として求められております。

こうした中、与党の「警備業推進議員連盟」「警備業議員懇話会」等のご助力もありましてこの度政府は6月21日の「経済財政運営と改革の基本方針2024(いわゆる骨太の方針)」を閣議決定し、この中で初めて**価格転嫁対策の項目に警備業が記載され、官公需につきましても必要な予算を確保するとの方針**が打ち出されました。私ども警備業界といたしましては暗闇に一筋の光明を見出した感があります。今後この骨太方針を糧に、全国の警備業者が結束して警備業が抱える諸問題の抽出とデータ、エビデンスを議員連盟や関係各省庁に提供し、適正な警備料金の確保等を通じて経営の改善を図り、安全・安心な町づくりに努めて参る所存で御座いますので、貴本部におかれましては警備業が抱える様々な問題をご理解いただき、下記の点につきまして何卒ご高配を賜りますよう切にお願いを申し上げます。

謹白

## 記

### 1 政府の「いわゆる骨太の方針」に基づき、適正な警備料金の積算についてより一層のご配慮をいただきたい。

#### {課題}

- (1) 7月4日開催の大阪府警備業連盟臨時総会での、佐藤茂樹先生ご挨拶の通り、関係各位のご努力のお蔭で、交通誘導警備員につきましては、令和6年2月の国土交通省公表の公共工事設計労務単価は、全51職種の中で、交通誘導警備員は、A、Bともに上昇はしておりますが、51職種の中で最低に位置づけられ、大都市大阪はA16,200円で和歌山県と同一となっております。他業種と比較しても大きな格差がありません。公務員の給与は国家公務員の給与を100としたラスパイレス指数があります。国と都道府県、大都市と地方都市では生活環境も違います。屋外における建設工事等の交通誘導警備は、近年の猛暑の中、また厳寒の中の劣悪な環境下での勤務となっております。夏の花火大会や夏祭り、真冬のマラソン警備、来年の関西万博における夏場の警備もしかりです。業界としては警備服の改良や交代勤務時間の短縮、熱中症対策の教養など様々な対策を取っております。
- (2) 特に交通誘導警備員は高齢者が多く過去5年で18人が熱中症で死亡している現状にあります。このような交通誘導警備員の劣悪な勤務環境等を考慮していただき、他業種との格差の是正、真夏と厳寒時の時間給の見直し、東京を100(交通誘導警備員Aは19,000円)とした「警備員ラスパイレス指数の設定」についても将来考えていただきたい。大都市での生活は家賃、物価など何かと高く、近畿では和歌山県と同じというはおかしいのではないかと思います。
- (3) また施設警備につきましては、国土交通省が公表した「令和6年度建築保全業務労務単価」の全国平均は16,612円(令和6年4月から適用)となっており、前年比で6.2%の増加とされております。この中で施設警備員が全国平均14,437円(プラス8.2%)となっており、具体的には大阪の警備員Aが17,600円、Bが15,100円、Cが13,200円となっております。施設警備は夜間勤務、あるいは宿直勤務が多く、宿直単価は全国平均4,700円とされておりますが、現状は国・地方公共団体及び発注元企業やマンション等管理会社の価格競争の激化やコスト削減により業務のランダム化が求められ、施設警備の労務単価はほとんどが据え置きとなっているのが現状であり、警備会社によっては**利益率が0の会社も多い**と聞いております。また、日産自動車やトヨタに見られるような下請けいじめの様な場合もあり、「警備会社が契約の再交渉時に値上げを申請」と「他の安い会社への発注を示唆する」などの**下請けいじめ的商行動**が多々みられ、公正取引上問題があるのではないかと思います。今後公正取引委員会に注意喚起を要請した

い。最後に閣議決定された「いわゆる骨太の方針」を方針だけにせず、警備業の現状を今一度ご理解いただき、労務費の積算基準の更なるアップをどうかお願いしたい。

(資料添付 1⇒令和 6 年度国土交通省公共建築工事積算基準表)

(資料添付 2⇒令和 6 年度国土交通省建築保全業務積算表)

## 2 都道府県や市町村における官公需の最低制限価格設定基準の見直しを

{理由}

- (1) 都道府県や市町村の警備業務発注については、大阪府警備業協会もこれまで度々自治体の窓口(入札担当)を訪問し、最低制限価格設定基準の見直しを要請してきたが、一向に改善の見直しはされていない。現行では、最低制限価格の設定が低く、警備業務を行うに当たっては必要な法定福利費を含まない廉売落札も多く見られ、市町村によっては最低賃金を下回るなど警備料金を不当に下落させる一因となっている。その結果、極度の人件費抑制と過少の人員配置が行われるなど、警備業の低賃金化を招き、ひいては顧客及び公共の安全確保に支障をきたす事となっている。**官公需の労務費の価格が警備業全体の警備料金を低下させている**と言っても過言ではない。政府は6月21日の「いわゆる骨太の方針」の中で「官公需について、労務費等の価格転嫁徹底を目的とした期中の契約変更等に対応するため、必要な予算を確保する。最低制限価格制度等の適切な活用を促進する」方針を閣議決定している。これは当業界にとり画期的な方針だと受け取っている。
- (2) しかし、このような政府決定が大阪府知事や市町村長等に徹底され、各首長から末端の入札担当まで指示が行き届いているかは疑問である。これまで大阪府警備業協会の業務委員会で毎年入札担当のところに行き、最低制限価格の見直し、警備費の分離等を要求してきたが**無しのつぶて**であった。この点を周知徹底し、適切な価格での「最低制限価格制度」を図るよう指導していただきたい。当連盟としても大阪府警備業協会と連携し、再度各自治体に申入れを図って行く方針である。また、警備業者選定においても警備業協会に加入もせず、ダンピング的な低価格で落札する事例が多々みられる。このように問題のある会社や品質管理にも問題のあるような業者は指定外とするなど、市民・住民の目線に立った入札を図るようお願いしたい。

## 3 下請けいじめやダンピングの防止と警備業Gメンの創設を

{要請}

- (1) 近年、日産自動車やトヨタに見られるように大企業による下請けいじめが露呈しマスコミ等で大きく報道されている。警備業も例外でなく建設業界や流通業界、マンション管理会社等から新規契約あるいは契約再考時に「**ダンピングあるいは他の業者への鞍替えを示唆**」されるなど極めて低価格での契約をせざ

るを得ない状況に追い込まれるケースが多々ある。下請法では法第4条の「第1項第3号の下請け代金の減額、第1項第5号での買ったとき、第2項第3号の不当な経済上の利益の提供要請、第2項第4号の不当な給付内容の変更、及び不当なやり直しの禁止」等が定められているが、例えば第2項第3号では「本来の警備の業務ではなく駐車場からのカートの回収、ペットボトル等回収場所の清掃、商品の庫出し陳列」またマンション管理では、ゴミ収集場所での仕分け、清掃等に使役されている場合がある。

- (2) 政府は「2024の骨太方針」で建設業界の受発注者を実地調査する「建設Gメン」やトラック運送業における「トラックGメン」の機能強化を打ち出しているが、警備業においても警備業に精通した「**警備Gメン**」を配置し苦情の受付やその実態調査に取り組んでいただきたい。さらに警備業はその認可(都道府県公安委員会)で書類が整っていれば受理されやすく、中には反社会的な人物が裏で設立し、法人登記上は真っ白な会社がある。大阪府警備業協会は入会審査を厳しく審査しこのような会社については入会を拒否して排除している。しかし協会に加入していない会社は、その裏の顔で建設業界等に接近し、建設前から地域対策のため活用し、建設工事が始まると警備の受注を行うなど極めて反社と密接な関係にある業者もある。これがダンピング受注の源となっている。少なくとも地元の建設業協会等の加盟会社は大阪府警備業協会加盟会員を条件とした発注を指導していただきたい。将来は警備業法での優良な企業、警備業協会への加盟業者には〇(適)マークの導入も考慮していただきたい。

### 3 警備員の職場環境の整備及び高齢者雇用促進への要請

{理由}

#### (1) 女性警備員の職場環境の整備

この問題は何も警備業だけでなく、警察官や消防官、自衛官等に共通する問題であるが、前記の職種については国や自治体等が早くから改善に取り組んでいるが、民間の中小企業が8割以上の警備会社としては後発となりその職場環境は極めて劣悪であり官とは大きな格差がある。中には女性警備員が深夜の施設警備や交通誘導警備等にトイレが借りれず車に「おまる」を持ちこみ用を足している会社があるやに聞いている。このような実態では女性が警備員になろうと思うはずがない。イベント警備で女性を配置する場合まずトイレ探しや着替えの場所からしなければならぬのが現状である。来年は大阪万博EXPO2025の年である。警備業は日夜継続して警備業務の提供をしなければならない。女性の深夜に亘る長時間勤務は困難であり、**また女性用トイレの確保、更衣室の設置、育児室の確保**など女性が働きやすい職場環境の整備を図る必要があるが、これらの整備には多額のコストを要する事から、個々の警備会社には限度がある。この問題を解決しないと女性警備員登用の7%台突破は見通せない。これらへの補助を検討していただきたい。

## (2) 高齢者雇用推進のための助成を

前記でも述べたが、警備業に従事する60歳以上の高齢者は46.1%と極めて高く民間企業等様々なところから60歳あるいは65歳定年者等の受け入れ業界となってきた。これら高齢者は人生経験がありまた民間企業等で様々な資格を取りその能力は体力面でも千差万別である。しかし、老いには勝てず健康面での不安を抱えていたり、夜間勤務は出来ない、弾力的な勤務の要望が多く一律ではない。雇用警備会社では本人の経験、体力、希望などを勘案して配置に就けているが、年間を通じて健康診断の実施、熱中症対策の教育・暑さ対策用の制服の手当など青年層とは違う配慮が必要である。これには多額のコストが必要であり会社経費を圧迫している。高齢者の警備員に対する助成金の引上げや何らかのさらなる特別な配慮が必要である。

## 4 警備員教育の見直しと要請

### {要請}

人々の安全安心のために現場で働く警備員には教育は極めて大事である。警察官も

警察学校で学び、警察署では毎月教養の日を設け、試験での昇格の都度幹部教育を受けていると聞いている。しかし警備員は、施設警備や交通誘導警備に携わる場合、日替わりで勤務場所が変わり宿直警備、早朝及び深夜勤務等極めて複雑であり集合教育は大変である。このため警備業協会の現任教育に個別に行かせたりしているが、その大半が宿直明けの集合教育、宿直明けあるいは休日を活用した会社や協会での現任教育受講となっている。「警備員研修のeランニングシステムの活用」など努力はしているが様々な問題を抱えている。

### (1) 協会講師への特別配慮を

現在警備業では、各都道府県警備業協会がそれぞれ警備員教育をまた、1級・2級検定試験については「(一社)警備員特別事業センター」から委託を受けて行っているが、そのほとんどが各都道府県警備業協会の委託を受けた講師が行っている。講師はそれぞれの警備会社の社員で一定の研修を受けた資格を持つ講師であるが、新任・現任・検定試験の都度会社業務を離れ講師を務めている。昨今の人手不足から会社によっては「講師を出せないと協会に行ってくる」場合があり、警備業協会にとっても、また出す会社にとっても大きな負担となりつつある。講師費用は各都道府県の警備業協会が、また検定試験の場合は「(一社)警備員特別事業センター」が支払っているが、講師の収入については、各会社によって違い、全額講師に入る者、派遣会社に全額入る者、講師と会社の契約により双方に入る場合」など様々である。せめて国家試験である1級・2級検定の場合は国が補助するなど講師に手厚い扶助が必要である。そうしないと近々講師不足を招くこととなる。

### (2) 現任教育について

現任教育については平成19年の法改正により、一般の警備員についてはそれまでの基本教育半年ごとに3時間、業務別教育半年ごとに5時間の計年間16時間の教育が必要であったが、法改正により基本と業務別を合わせて10時間以上となった。これは一見警備会社にとって負担が軽減したように見えるが、全くそうではない。例えば会社を集めての集合教育の場合一日の限度は6ないし7時間である。東京都警備業協会では2日間に渡り基本教育6時間、業務別教育6時間の計12時間を行っている。これを自社の集合教育とする場合は、1日7時間、残り3時間をまた集めなければならない、以前の16時間の方がやりやすい現実となっている。つまり10時間となっても警備会社の負担は全く変わっていない。この上さらに時間を減らせとは言わない。一日6ないし7時間を会社の集合教育で実施したならば、残りの4ないし3時間をペーパーによる実地教育、現地指導時の現場教育など何らかの方法を模索して実施すれば極めて警備会社及び警備員にとって負担の軽減となる。

## 5 警備業務の特性を理解した労働時間の考え方等に理解を

{理由}

- (1) 労働時間で一番問題となったのが夜間の休憩時間の問題で、この問題については施設警備において労働基準法では「仮眠時間は労働時間に当たる」とし、単独勤務の場合は割増賃金が発生し、複数勤務の場合割増賃金は発生しないとなっています。しかし施設警備の施設には「官公庁の庁舎・民間のビル・商業施設・マンション」等様々な施設があり一概に同一視できません。夜間の施錠、早朝の開錠のみの施設警備もあります。業務発生が年間を通じて頻度が少ない場合には仮眠時間と認めていただきたい。
- (2) タクシーやトラック業界も人事、業務管理は難しいと聞いておりますが、警備業の場合は自宅から勤務先に個々に出勤しており、上番・下番の連絡を会社に入れて勤務に入りまた退勤しております。また近年政府の働き方改革もあって副業(パラレルキャリア)を持つ警備員も多く、人事や業務管理、警備員教育上多々問題が生じております。警察官や消防士のように一律には参りません。このように警備業の特性、個々の会社の特性等を理解したうえでの労働基準法の適用を考慮して頂きたい。法を無視するのではなく極めて特性が高いのです。このような特殊な勤務の中で安全安心が保たれているのです。一律でなく、特殊勤務に応じた労働基準法の適用、労務単価の積算にご配慮をお願い致します。

## 6 警備業法の見直しについて

{要請}

現在の警備業法は、1972年(昭和47年)11月1日に施行され、その後2度大きく法改正がなされている。法施行後53年になるが規制法としての法の根本体質はほと

んど変わらず現在に至っている。1970年の大阪万博の時は、大阪府警から巡查部長、警部補クラスが、警備会社に出向して指揮官として警備員とともに警備に従事したと聞いている。しかしあれから55年、**半世紀以上を経過して警備業は人材が育ってきている**。雑踏警備は今や警備業がそのほとんどを担っている。何事も警備業法に基づく事実行為として業務をこなしているが、個々の事実行為について、法や、施行規則等で「**何々することのできる**」と明記する時期に来ているのではないかと思う。

- (1) 万博やオリンピック、その他国際規模のイベント等での警備については法の中で、「①遺失物の取扱い②迷子の保護③現場での人流規制④来場者への安全指示」等現場の安全対策が出来ることを法で明記する。現在は事実行為として業務を行っているが、「何々にすることが出来る」と明記することで警備業の業務が明確になり、現場の警備員が自信を持って警備に従事することが出来る。
- (2) 明石の花火事故が一番の例であるが、警備会社、あるいはJVの現場指揮権者、警察との事前協議、報告連絡等の必要性を法で明記するべきである。
- (3) 警察官には警察手帳があり、警備員にも大半の会社が**警備員手帳を作り**、身分証明、教育の実施記録等を記帳している。将来警備員となろうとする者には、都道府県警備業協会で一括新任教養を実施し、提出書類により警備員手帳を交付して「経歴、教育の受講記録」など警備員としての身分カードの様な物を交付させてはどうか。警備員が他の警備会社に転職してもその手帳を見れば経歴が一目で分かる。そうすれば採用時の不必要な健康診断書の提出不要、新任研修の見直しが出来るとはならないか。

以上